



大津市公報

平成 24 年 3 月 15 日
号外 (第 14 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
3 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について.....	1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年3月15日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	山	田	米	子
同	竹	内	基	二
同	塚	本	正	弘

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

1 監査執行対象機関名 政策調整部企画調整課・都市経営室

監査執行日 平成23年4月28日

監査結果報告日 平成24年2月24日

監査の結果

リース契約について

システムの構築、それに付随する機器の導入に当たっては、費用負担の平準化を図るため、複数年にわたるリース契約による手法が採用される例が多い。

しかしながら、共通事務処理システム等の構築に伴うリース契約においては、事務用備品の調達を含めた契約となっている事例が見られた。

今後、リース契約の対象物件については、全庁的な考え方を基本として、その必要性、妥当性等について検討の上、適正な契約内容とされたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

システムの構築に伴う周辺機器等のリース契約における対象物件の選定に当たっては、今後、事務用備品等の調達に係る全庁的な考え方を基本に、対象物件の適否について十分な精査を行うなど、適正な事務の執行に努めてまいります。

2 監査執行対象機関名 市民部文化・青少年課

監査執行日 平成23年6月1日

監査結果報告日 平成24年2月24日

監査の結果

文化祭開催負担金について

市民が文化活動の成果を発表・鑑賞する機会を提供し、もって市民の相互交流と市民文化の向上を図ることを目的として、市との共催事業として開催されている文化祭も第64回を迎えている。

当該事業の開催に当たっては、実行委員会に対して特定事業を対象とする開催負担金が支出されているが、提出される事業報告書により事業内容、効果等について精査され適切に事業が運営されるよう指導されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市文化祭は、大津市、大津市教育委員会及び大津市文化連盟の三者で、大津市文化祭実行委員会を組織して開催しているもので、市民の相互交流と市民文化の向上に寄与しているものと考えており、その運営に係る経費については、本市からの負担金等で賄われております。

今般、平成22年度の実績報告書を再度確認し、その内容を精査した結果、文化祭開催負担金の一部の返還を求め、戻入処理をいたしました。

今後も事業が適切に運営されるよう、指導してまいります。

3 監査執行対象機関名 都市計画部都市再生課

監査執行日 平成23年11月14日

監査結果報告日 平成24年2月24日

監査の結果

各種実行委員会事務処理について

中心市街地の賑わいを取り戻し、活性化を助成するため「まちなか食と灯りの祭」をはじめとする市民参加による各種イベントが、年間を通じて企画され、多くの市民、観光客が訪れる風物詩として定着しつつある。

これらの事業の実施に当たっては、市も参画する実行委員会を組織し、その事務局を担っていることから、市の事務に準拠した適切な処理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

市民が参加した実行委員会であるため、その運営への関与には一定の制約があると考えますが、市が事務局として参画し、公金を支出していることから、適切な事務処理が必要であると認識しております。

今後は、書類等のチェックを徹底するなど、市の事務に準拠した適切な処理に努めてまいります。

4 監査執行対象機関名 都市計画部都市再生課

監査執行日 平成23年11月14日

監査結果報告日 平成24年2月24日

監査の結果

明日都浜大津の管理業務委託について

明日都浜大津は、浜大津再開発の中核施設として、子育て総合支援センターや総合保健センターなどの公共施設のほか、商業施設等を含んだ複合施設であり、多くの来場者で賑わいを見せている。このため施設管理には特段の留意が払われている。

については、施設の管理業務の委託に当たっては、業務内容に関する仕様書等について精査をされ、より適切な業務が遂行されるよう検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

明日都浜大津の管理業務委託については、より適切に業務を執行するために、仕様書の見直しを含め、取り組んでまいります。

5 監査執行対象機関名 出納室

監査執行日 平成23年11月28日

監査結果報告日 平成24年2月24日

監査の結果

指定金融機関等の指導について

法令により指定金融機関等に対しては、定期及び臨時に公金の収納又は支出事務及び公金の預金の状況を検査することとされており、本年度は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関8店の12金融機関において実施された。その結果、督促手数料の徴収漏れ等の過誤のほか、軽易な事項を含む指摘件数は761件、調査件数に対する指摘率は0.314%となっている。

については、指定金融機関等に対して適正な公金の取扱いに努められるよう指導されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指定金融機関等に対する検査の結果に基づく指導については、これまでも検査当日に各金融機関に対して講評し、更に指定金融機関に対しては総括講評を行うなど、改善に向けた取組を指導してきたところですが、今後はこれらの指導に加え、年度当初に指定金融機関等を対象に開催している公金収納取扱説明会においても注意を促すとともに、検査の際には、検査結果を踏まえた改善等の対応について報告を求めるなど、適正な公金の取扱いについて指導を強化してまいります。

6 監査執行機関名 企業局下水道計画管理課

監査執行日 平成23年6月22日

監査結果報告日 平成24年2月22日

監査の結果

下水道受益者負担金に係る一括納付報奨金制度について

下水道受益者負担金に対する一括納付報奨金については、今日まで収納率の向上等に貢献してきた。

受益者負担金については、その総額を3年分割(12期)により徴収されているが、受益者は一括納付の申出をすることができるとされ、この場合においては、納付金額に所定の率(交付率)を乗じて算出した額が一括納付報奨金として交付されるものである。

しかし、受益者負担金の総額を一括納付した場合に適用される交付率は、前納月数等に関わりなく、その総額に14%を乗じることとされている。

この制度には長年の経緯も認められるが、今日における市中金利の実勢等も勘案の上、交付率等報奨金制度の妥当性について検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例では、「3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。」となっており、基本は3年間で納めていただく負担金であります。このため、報奨金制度を有効に利用して一括納付を奨励し、下水道整備にかかる財源の早期確保、滞納の未然防止及びその後の諸費用削減(郵送代等)に努めているところです。

また、本負担金においては、平成22年度限りで報奨金制度を廃止した市税のように毎年賦課するものではなく、下水道が整備された土地に1度限り賦課するものであります。

現在、下水道普及率は96.7%となっており、現在でも整備に至っていない約3%の市民に対して、過去の受益者との公平性を保っていくためにも当該報奨金制度の継続は必要不可欠であると考えています。なお、他都市における報奨金制度を調査した結果、平成23年度時点で中核市のうち約7割の27市が、また、県内12市のうち11市が実施しており、総額を一括納付した場合に適用される交付率については、合計で13市が本市以上に設定している状況であります。

7 監査執行機関名 教育委員会事務局市民スポーツ課

監査執行日 平成23年9月20日

監査結果報告日 平成24年2月15日

監査の結果

学校体育施設開放事業に係る照明料の徴収について

学校体育施設開放事業は、市立小学校及び中学校の体育館及び運動場を市民にスポーツの場として開放し、市民の体力づくりの推進に資することを目的に実施されており、広く市民に利用されているところである。

同事業に係る照明料の徴収事務等については、「学校体育施設開放事業に係る照明料の実費相当額徴収要領」等に規定されているが、使用報告及び調定事務、更には利用者団体からの納付に遅延が見受けられることから、同要領等に基づき適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

照明料の徴収事務について、新たにマニュアルを作成するとともに、報告書等の様式を簡素化するなど、事務の軽減を図り、毎月学区からの報告について遅延がないよう利用者団体に対し、1月30日に説明会を開催し周知徹底いたしました。

また、納付に遅延のあった学校体育施設開放委員会に、個別にヒアリングし厳しく督促いたしました。今後とも「学校体育施設開放事業に係る照明料の実費相当額徴収要領」の規定に基づき適正な事務の執行に努めてまいります。

8 監査執行機関名 教育委員会事務局市民スポーツ課

監査執行日 平成23年9月20日

監査結果報告日 平成24年2月15日

監査の結果

市民体育館等に係る減免基準について

市民体育館、市民格技場、市民運動広場及び野外活動施設の利用に関して、利用目的の公益性等により、それぞれの条例により使用料の減免規定が設けられており、それを受けて、具体的な適用に関しては、内規により利用者団体、利用目的等による減免基準(減免対象、減免率)が定められている。

しかし、各内規については、整合性を図る必要があるものと認められることから、当該減免基準について精査されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

市民体育館等の内規について、減免基準を改正いたしました。

9 監査執行機関名 教育委員会生涯学習センター

監査執行日 平成23年11月25日

監査結果報告日 平成24年2月15日

監査の結果

生涯学習センターのホール使用許可等について

ホール等の利用申込みについては、利用者の利便を図るため公共施設予約管理システム「すみれネット」により、空き状況の照会サービスが提供されており、引き続き、施設利用の予約などシステムの充

実に向けて検討が進められている。

今後、インターネットによる予約制度の導入等にあわせて、事務手続の見直しが見込まれることから、条例所定の手続により利用者の公平性の確保が図られるよう適切な事務処理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

予約システムの導入にあたっては、今日までの貸館運用の状況にも鑑み、現在プログラムの修正を行っているところであり、これに併せて例規の整理についても、利用者の公平性の確保に向けて、他の教育機関等との整合性を図りながら、教育総務課及び総務部総務課法規係を交え、引き続き検討を加えてまいります。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象機関名 総務部契約検査課

監査の期間 平成23年4月1日から同年11月30日まで

監査結果報告日 平成24年2月24日

監査の結果

随意契約〔小額工事(委託)〕について

小額工事(委託)の発注に関しては、「天津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」及び「工事等に係る入札・契約事務等について(通知)」に準拠して行うよう通知されているが、いまだに、工期がないこと等を事由に分割発注したのではないかと思慮される契約が見受けられたことから、今後も、更に「同ガイドライン」及び「同通知」を遵守して、適正な契約事務の執行に努められたい。

また、同ガイドラインには、「見積書の徴取における注意点」として、「見積金額の積算が正しいか、必ず技術職員の査定を得ること」となっている。この点については厳守されているが、見積書を徴取する段階において、仕様書あるいは設計数量等の資料作成に技術職員との協議が必要不可欠であることから、この点について、ガイドライン等の見直しを検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

小額工事(委託)の発注については、入札・契約事務担当者を対象とする研修を実施するなど、「天津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」及び「工事等に係る入札・契約事務等について(通知)」に準拠した契約事務の執行について周知しているところですが、今後も引き続き、徹底に努めてまいります。

一方、仕様書等の作成段階での技術職員の関与については、見直しの検討を行いました。現状においても工事(委託)の発注の必要性が生じた時点で施工方法、業者選定等について技術職員と協議しているところであり、また、技術職員の体制上も困難であることから、現状の事務処理の範囲で適切な事務の執行に努めてまいります。

2 監査執行対象機関名 企業局総務課

監査の期間 平成23年4月1日から同年11月30日まで

監査結果報告日 平成24年2月22日

監査の結果

随意契約〔小額工事(委託)〕について

小額工事(委託)の発注に関しては、「天津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」及び「工事等に係る入札・契約事務等について(通知)」に準拠して行うよう通知されているが、いまだに、工期がないこと等を事由に分割発注したのではないかと思慮される契約が見受けられたことから、今後も、更に「同ガイドライン」及び「同通知」を遵守して、適正な契約事務の執行に努められたい。

また、同ガイドラインには、「見積書の徴取における注意点」として、「見積金額の積算が正しいか、必ず技術職員の査定を得ること」となっている。この点については厳守されているが、見積書を徴取する段階において、仕様書あるいは設計数量等の資料作成に技術職員との協議が必要不可欠であることから、この点について、ガイドライン等の見直しを検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

企業局における小額工事(委託)の発注については、「天津市企業局小額工事(委託)の随意契約ガイドライン」に準拠し、作為的な分割発注を行わないよう取り組んでいるところではありますが、今後とも、正当な理由のない分割発注を行わないよう努めてまいります。